組織



体制

警察官 43,699人	警察行政職員 3,015人	会計年度任用職員 3,185人

警察署 102署	交番 825ヶ所	駐在所 257ヶ所	地域安全センター 78ヶ所

パトカー 1,291台	白バイ 955台	警備艇 23台	ヘリコプター 14機	警察犬 30頭	馬 15頭

令和8年4月1日現在

トピック

自転車の交通反則通告制度



2026年4月から自転車にも交通反則通告制度

2026年4月1日から何が変わったのか？

自転車の運転者が交通違反をした場合にも交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）が導入されました。

なぜ交通反則通告制度が導入されたのか？

自転車の交通違反の検挙件数は近年増加しており、交通反則通告制度の導入は、これを簡易迅速に処理し、違反者と警察の時間的・手続的な負担を軽減するとともに、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関与事故の抑止を図ることを目的として導入されました。

交通反則通告制度とは

運転者が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続きには移行せず刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度です。

何歳から対象になるの？

交通反則通告制度は、16歳以上が対象になります。

反則金を納付しないとどうなるの？

違反を認めないなど、反則金を納付しない場合は、刑事手続きに移行します。

青切符ってなに？

反則行為となる事実の要旨等が記載された、違反者に交付される青色の用紙です。正式名称は「交通反則告知書」といいます。

取締りを受けた後は、どうするの？

取締りを受けると、現場の警察官から交通反則告知書と納付書が交付されるので、銀行や郵便局の窓口に納付書を持参して、期限内に反則金を納付すると手続きは終了です。

反則金を期限内に納付できなかった場合には、交通反則告知書記載の指定日に通告センターに出頭してください。

※警察官が反則金を現場で受け取ることは絶対にありません。